

# ブロック塀等 安全対策補助制度

※ 工事着手前の申請が必要です。まずはご相談ください。

## 事業の目的

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊被害を防止するため、民有地における危険性のあるブロック塀等の安全対策に係る費用の一部を補助する制度です。

## 補助対象となるブロック塀等の条件

- ・ 一般通行の用に供する道路等に面するもの
- ・ 道路面から80センチメートルを超えるもの
- ・ 市内の業者が施工するもの

ブロック塀等 とは  
コンクリート製の塀、  
ブロック塀、石積塀、  
大谷石塀、万年塀など

## 撤去工事

- 対象となるブロック塀等  
及び基礎を取り除く工事

### 限度額

一般地域 : 10万円  
スクールゾーン : 15万円

- 石塀の場合  
石塀の高さを道路面から80cm以下に減じる工事  
ただし、面する道路の幅員が4m以下の場合は、全てを取り除くがあります。

※ スクールゾーン : 小学校から半径500mの範囲

※ 撤去工事には、構造計算に基づく、補修改修工事も含まれます。

## 撤去後の再築工事

限度額 : 6万6千円

- 補助制度を利用してブロック塀等を撤去し、  
同一の工事として、生垣、フェンス、板塀等を再築する工事  
(ブロック塀等の重量な塀は対象外とする。)  
※ただし、塀は基礎から新設することとし、新設の補助対象  
となる長さは、撤去した塀の見付長さが上限となります。

※ 他にも補助対象となる条件があります。詳細は建築指導課へお問い合わせください。

### 対象外となる工事

- ・ すでに撤去に着手しているもの、または撤去済みのもの
- ・ 販売を目的として整地や建物解体工事を伴うもの



## 撤去工事に対する補助

「撤去費用(見積金額)」と「撤去する塀の面積×1万3千円(標準単価)」を比較



小さい方の金額に補助率を掛ける

補助金額 ※千円未満切捨て

	スクールゾーン内	左記以外の地域
補助率	3/4	1/2
限度額	15万円	10万円

## 撤去後の再築工事に対する補助

「再築費用(見積金額)」と「対象となる再築塀の長さ×2万円(標準単価)」を比較



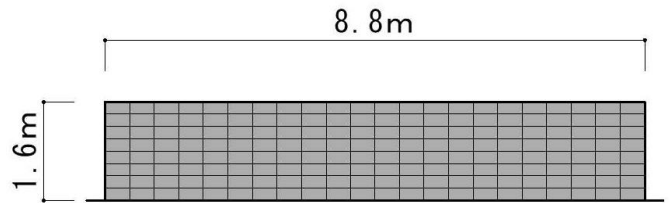
小さい方の金額に1/3を掛ける

補助金額 ※千円未満切捨て

	市内一律
補助率	1/3
限度額	6万6千円

## 補助金額算定の例

スクールゾーン内のブロック塀を撤去し、その後、10mのアルミフェンスを新設した場合



### 【撤去工事に対する補助】

見積額  
17万円【A】



比較して小さい方を採用

撤去する面積による額

$$1.6\text{m} \times 8.8\text{m} = 14.08\text{m}^2$$

$$14.08\text{m}^2 \times 1.3\text{万円}/\text{m}^2 = 18.304\text{万円【B】}$$

$$\text{【A】} \times \text{補助率 } 3/4$$

$$12.75\text{万円} \Rightarrow \text{撤去費補助額} : \underline{12\text{万}7\text{千円【C】}} \quad \text{※千円未満切捨て}$$

### 【撤去後の再築工事に対する補助】

見積額  
20万円【D】



比較して小さい方を採用

対象となる再築塀の長さによる額

$$8.8\text{m} \times 2\text{万円}/\text{m} = 17.6\text{万円【E】}$$

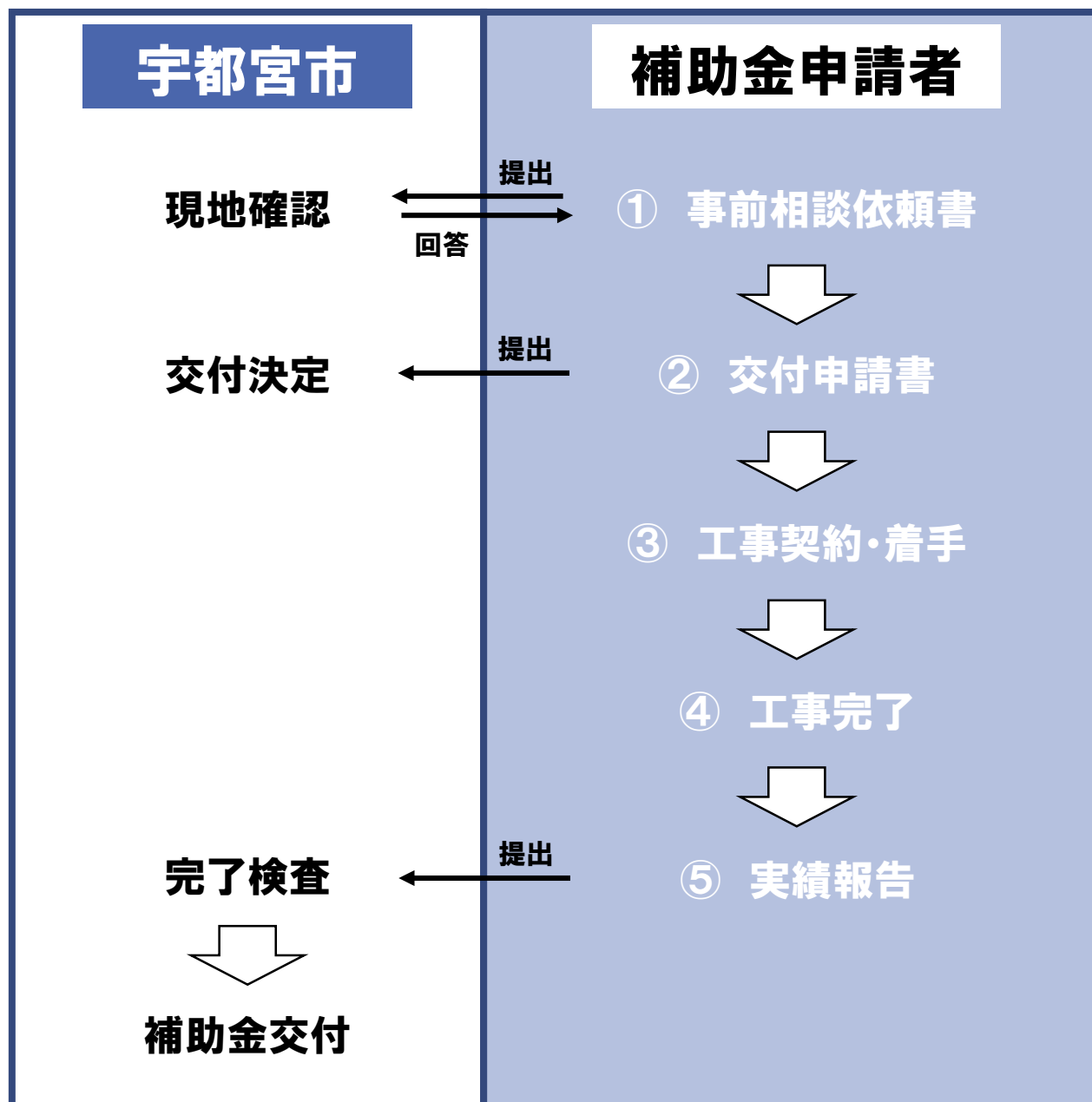
$$\text{【E】} \times \text{補助率 } 1/3$$

$$5.86\text{万円} \Rightarrow \text{再築費補助額} : \underline{5\text{万}8\text{千円【F】}} \quad \text{※千円未満切捨て}$$

$$\text{補助額} : \underline{18\text{万}5\text{千円}} \quad (12\text{万}7\text{千円【C】} + 5\text{万}3\text{千円【F】})$$

撤去する塀の長さ8.8mが補助対象長さとなります。

# 申請手続きの流れ



## 〔主な提出書類〕

- ① 事前相談
  - ・ 現況写真
  - ・ 塀の寸法(長さ・高さ)を記載した図面
- ⑤ 実績報告
  - ・ 改修経過・改修後の現況写真

交付決定の前に工事契約・工事着手・工事費の支払いがあると、補助の対象外となります。 まずは、建築指導課へご連絡ください。

## 【対象工事の条件】

### 撤去工事に関する条件

条件	<input checked="" type="checkbox"/>
○ ブロック塀等の高さが80cmを超えている	<input type="checkbox"/>
○ ブロック塀等が一般人が通行する道路に面している	<input type="checkbox"/>
○ ブロック塀等の基礎を含めて、すべて撤去する または	<input type="checkbox"/>
○ 石塀の高さを80cm以下に減じる ※ 塀の面する道路が4m以上ある	

### 撤去後の再築工事に関する条件

条件	<input checked="" type="checkbox"/>
○ 撤去と同一工事として施工を行う	<input type="checkbox"/>
○ 生垣, フェンス, 板塀等の軽量なものを再築する	<input type="checkbox"/>
○ 建築基準法または, メーカー仕様書に適合している	<input type="checkbox"/>

## 【対象者の条件】

条件	<input checked="" type="checkbox"/>
○ ブロック塀等の所有者, または所有者の2親等以内の親族	<input type="checkbox"/>
○ 工事の契約者 ※ 代理申請も可	<input type="checkbox"/>

他にも補助対象となる条件がありますので、  
**まずは、建築指導課へお問い合わせください。**  
補助制度の受付は先着順で、予算の範囲内での実施となります。

申請様式は宇都宮市のホームページから  
ダウンロードできます。

[https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/  
kurashi/machi/kenchiku/shidou/1016599.html](https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/machi/kenchiku/shidou/1016599.html)



お問い合わせ先  
宇都宮市 都市整備部 建築指導課  
☎ 028-632-2573